

「千葉県特別支援教育推進基本計画」策定について

1 計画策定の趣旨

近年、県内の盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級等に在籍する児童生徒は増加するとともに、障害は重度・重複化、多様化の傾向にあります。また、障害児教育に対する本人・保護者の要望は高まり多様化しつつあります。

国においては、教育基本法が改正され（平成 18 年 12 月 22 日公布・施行）、教育の機会均等に関し、『国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる』規定が設けられました。また、学校教育法等の一部改正が行われ（平成 18 年 6 月 21 日公布、平成 19 年 4 月 1 日施行）、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な教育を行うことができるよう、従前の盲・聾・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校とするとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うなど、特別支援教育を実施する規定が定められました。

県教育委員会では、障害児教育の世界的な潮流や国の動向、県の障害者施策などを踏まえつつ、平成 15 年 6 月に「ノーマライゼーション^{*1}の進展に対応した障害児教育の検討会議」を設置し、平成 18 年 3 月に「千葉県の特別支援教育の在り方について（提言）最終報告」を得たところです。

そこで、本計画は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージ^{*2}に応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画とします。

2 計画の性格及び策定方針

- (1) 5～10 年の中・長期的な計画として策定する。
- (2) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と、関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画とする。
- (3) すでに策定された、県の関係する計画（「あすのちばを拓く 10 のちから」等）で示された基本的な事項を踏まえ、タウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた県民の意見を参考に、教育戦略ビジョンと連携しながら策定作業を行う。

3 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間とする。

基本計画の実現を図るため、適宜計画の見直しや修正等を行う。

各事業については、今後実施計画を立てて施策展開を図る。

*1 ノーマライゼーション 障害のある者も障害のない者も、同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

*2 ライフステージ 人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

